

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	◇ 告 示	ページ
○ 利用料金の額の承認【産業経済局地域・観光産業振興部門司港レトロ課】		2
○ 利用料金の額の承認（2件）【産業経済局地域・観光産業振興部MICE推進課】		4
○ 利用料金の額の承認【建設局河川部水環境課】		21
○ 徴収事務の委託（5件）【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】		22
○ 収納事務の委託【教育委員会事務局指導部指導第二課】		27
○ 指定管理者の指定（2件）【保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課】		28
	◇ 上下水道局	
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】		30
	◇ 区選挙管理委員会	
○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表（7件）【行政委員会事務局選挙課】		31

北九州市告示第 2 1 7 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日までの北九州市旧大阪商船等の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類		金額				備考	
北九州市旧 大阪商船	展 示 室	陳列品 の観覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	
			個人	1	150円	70円	
	団体（ 30人 以上）	1 回	120円	60円			
	多目的ホ ール	9時～12 時	12時～1 7時	17時～22 時	2,700円	営利のための販売会 、展示会、イベント 等を主たる目的とす る利用に係る場合の 額は、規定の額の3 0割に相当する額と する。	
ピアノ	5時間又はその端数ごとに1,500円			ピアノ利用料には、 調律料を含まない。			
北九州市旧 門司三井俱 楽部	2 階	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒		
		個人	1人1回	150円	70円		
	館 料	団体（ 30人 以上）		120円	60円		
	多目的ス ペース	9時～12 時	12時～1 7時	17時～22 時	2,700円	営利のための販売会 、展示会、イベント 等を主たる目的とす	
		1,050円	1,650円				

				る利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。
	ピアノ	5時間又はその端数ごとに7,500円		ピアノ利用料には、調律料を含まない。
北九州市門司港レトロ観光物産館	—	9時～17時	17時～22時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。
	多目的ホールA・B	1時間又はその端数ごとに750円	1時間又はその端数ごとに1,200円	
	多目的ホールA	1時間又はその端数ごとに370円	1時間又はその端数ごとに600円	
	多目的ホールB	1時間又はその端数ごとに370円	1時間又はその端数ごとに600円	

北九州市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項の規定により、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの北九州国際展示場の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	金額				備考
大 展 示 場	—	8時～18時			1 大展示場又は中展示場を準備のために13時から18時までの間に利用する場合又は撤去のために8時から13時までの間に利用する場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。 2 中展示場の2以上の区画又は会議室の2以上の会議室を連続して利用する場合の額は、それぞれの区画又は会議室の規定の額の合計額とする。
	全区画	1,800,000円			
	連続する2区画	1,200,000円			
	1区画	600,000円			
	中 展 示 場	—	平日	土曜日 日曜日 休日	
8時～18時			8時～18時		
区画A		80,000円	100,000円		
区画B		40,000円	50,000円		
区画C		40,000円	50,000円		
区画D	64,000円	80,000円			
会 議 室	—	8時～13時	13時～18時	8時～18時	
	A	11,100円	11,100円	22,200円	
	B	11,100円	11,100円	22,200円	
	C	11,100円	11,100円	22,200円	
	D	11,100円	11,100円	22,200円	
	E	6,900円	6,900円	13,800円	
	F	11,100円	11,100円	22,200円	

	G	11,100円	11,100円	22,200円	3 大展示場、中展示場又は会議室を規定時間区分以外の時間に規定時間区分と連続して利用する場合の額は、1時間又はその端数ごとに8時から18時までの時間区分の額の1割に相当する額とする。
	H	11,100円	11,100円	22,200円	
	I	11,100円	11,100円	22,200円	
	J	18,300円	18,300円	36,600円	
設備・器具	映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1日ごとに12,000円	1 1日とは、8時から18時までをいう。 2 大展示場、中展示場又は会議室を規定時間区分以外の場合に係る設備・器具の額は、1時間又はその端数ごとに規定の額の1割に相当する額とする。 3 会議室を8時から13時まで又は13時から18時までの時間区分で利用する場合に係る設備・器具の額は、規定の額の5割に相当する額とする。	
		スライドプロジェクター	1台につき1日ごとに3,750円		
		オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1日ごとに3,750円		
		スクリーン	1枚につき1日ごとに1,250円		
		ビデオカセットレコーダー	1台につき1日ごとに5,000円		
		DVDレコーダー	1台につき1日ごとに5,000円		
		レーザーポインター	1個につき1日ごとに2,500円		
	音響設備	マイクロホン	1本につき1日ごとに1,250円		
		マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1日ごとに500円		

	マイクロホンスタンド (卓上型)	1本につき1日ごとに250円
	ワイヤレスマイク	1式につき1日ごとに5,000円
	拡声装置	1台につき1日ごとに5,000円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1日ごとに5,000円
	カセットデッキ	1台につき1日ごとに2,500円
照明設備	サスペンションライト	1台につき1日ごとに750円
その他の設備・器具	長机	1脚につき1日ごとに250円
	丸テーブル	1脚につき1日ごとに250円
	記載カウンター	1台につき1日ごとに250円
	もぎり用カウンター	1台につき1日ごとに750円
	レセプションチェアー	1脚につき1日ごとに120円
	ポータブルステージ	1台につき1日ごとに750円
	演台	1台につき1日ごとに1,500円
	サインスタンド	1台につき1日ごとに250円
	賞状盆	1個につき1日ごとに250円
	国旗及び市旗	1枚につき1日ごとに500円

	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき1日ごとに750円		
	テープカット用はさみ	1本につき1日ごとに500円		
	ロープパーテーション	1本につき1日ごとに200円		
	ベルトパーテーション	1本につき1日ごとに200円		
冷暖房設備	大展示場	1区画	1時間又はその端数ごとに8,000円	
冷房設備	中展示場	区画A	1時間又はその端数ごとに1,100円	
		区画B	1時間又はその端数ごとに500円	
		区画C	1時間又はその端数ごとに500円	
		区画D	1時間又はその端数ごとに800円	
駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに150円。ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、800円とする。		
	時間外駐車	1台につき1回	1,200円	
	回数券による駐車	150円券11枚	1,500円	
		150円券100枚	12,000円	
		150円券1,000枚	100,000円	
	150円券5,000枚	375,000円		
		<p>1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 時間内駐車 入出庫時間内の駐車をいう。</p> <p>(2) 時間外駐車 入出庫時間外の駐車をいう。</p> <p>2 時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時</p>		

				<p>間と連続する時間内駐車時間があるときの時間外駐車時間の前後それぞれ1時間までの分の時間内駐車に係る額は、徴収しない。</p> <p>3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、回数券に係る利用料金は、これを発行する際に納入すること。</p>
--	--	--	--	---

北九州市告示第 2 1 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 9 項及び北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 年北九州市条例第 1 7 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの北九州国際会議場の利用料金の額について承認したので、北九州市国際交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 年北九州市規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	金額								備考
	区分	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	午前・午後 (9時～17時)	午後・夜間 (13時～22時)	終日 (9時～22時)		
国際会議場 ホール、会議室及び控室	メインホール	平日	円 48,000	円 64,000	円 76,800	円 102,400	円 125,400	円 154,600	1 規定時間区分以外の時間に利用する場合の額は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 12時から13時まで 午前に
		土曜日 日曜日 休日	57,600	76,800	92,200	122,900	150,500	185,500	
	イベントホール	平日	45,000	60,000	72,000	96,000	117,600	144,900	
		土曜日 日曜日 休日	54,000	72,000	86,400	115,200	141,100	173,900	

国際会議室		39,000	52,000	62,400	83,200	101,900	125,600
第11会議室		10,800	14,400	17,300	23,000	28,200	34,800
第21会議室		17,300	23,000	27,600	36,900	45,100	55,600
第21会議室を4区分して利用する場合	1区分当たり	4,200	5,600	6,700	9,000	11,000	13,500
第22会議室		9,000	12,000	14,400	19,200	23,500	29,000
特別会議室		15,000	20,000	24,000	32,000	39,200	48,300
第31会議室		4,800	6,400	7,700	10,200	12,600	15,500
第32会議室		12,600	16,800	20,200	26,900	33,000	40,600
第33会議室		9,000	12,000	14,400	19,200	23,500	29,000
控室	2室目からの1室当たり	2,000	2,000	2,000	4,000	4,000	6,000

係る規定の額の3分の1に相当する額
(2) 17時から18時まで
午後に係る規定の額の2割5分に相当する額
(3) 0時から9時まで
又は22時から24時まで
1時間又はその端数ごとに
午後に係る規定の額の5割に相当

- する額
- 2 営利のための販売会、展示会等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の15割に相当する額とする。
- 3 仕込み又はリハーサルを目的とする場合の額は、利用時間の属する規定時間区分又は規定時間区分以外の部分の額の5割に相当する額とする。
- 4 ホール、会議室

									及び控室のすべてを利用する場合（9時から22時までのすべての時間帯を利用するときに限る。）における額は、平日の場合は551,900円とし、土曜日、日曜日又は休日の場合は599,800円とする。	
								事務室	1 平方メートルにつき月額2,000円	<p>1 利用料金は、利用する月の末日までに納入すること。</p> <p>2 利用期間が1月に満たな</p>

				い場合の 利用料金 は、日割 計算とす る。
設 備 ・ 器 具	映 像 設 備	200 インチ ハイビ ジョン プロジ ェクタ ー	次に掲げる算定方法による額のうち いずれか少ない額とする。 (1) 1台につき1分又はその端 数ごとに1,000円。ただし、 利用時間が150分を超える場合 は、150,000円とする。 (2) 1台につき4時間又はその 端数ごとに50,000円(2台 目からにあっては、40,000 円)。ただし、利用時間が12時 間を超える場合は、150,00 0円(2台目からにあっては、1 20,000円)とする。	1 特別の 設備をし 、又は備 付けの設 備・器具 以外の設 備・器具 を利用す るときは 、市長が 定める実 費に相当 する額を 徴収する 。
		110 インチ ハイビ ジョン プロジ ェクタ ー	次に掲げる算定方法による額のうち いずれか少ない額とする。 (1) 1台につき1分又はその端 数ごとに800円。ただし、利用 時間が150分を超える場合は、 120,000円とする。 (2) 1台につき4時間又はその 端数ごとに40,000円。ただ し、利用時間が12時間を超える 場合は、120,000円とする 。	2 4時間 を超える 利用時間 の端数が 1時間以 内である 場合に限 り、当該 端数に係 る額は、 規定の額 の3割に 相当する 額とする
		90イ ンチビ デオプ ロジェ クター	次に掲げる算定方法による額のうち いずれか少ない額とする。 (1) 1台につき1分又はその端 数ごとに300円。ただし、利用 時間が120分を超える場合は、	

	<p>36,000円とする。</p> <p>(2) 1台につき4時間又はその端数ごとに12,000円。ただし、利用時間が12時間を超える場合は、36,000円とする。</p>
46インチビデオプロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
高輝度液晶プロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに50,000円。ただし、利用時間が12時間を超える場合は、150,000円とする。
携帯用液晶プロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに6,000円
スライドプロジェクター(クセノン)	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
スライドプロジェクター(ハロゲン)	1台につき4時間又はその端数ごとに1,500円
35ミリ映写機	1台につき4時間又はその端数ごとに6,500円
16ミ	1台につき4時間又はその端数ごと

- 。
- 3 照明設備には、ゼラチンペーパーを含まない。
- 4 ピアノ利用料には、調律料を含まない。

リ映写機	に3,300円
オーバーヘッドプロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに1,500円
スクリーン(大)	1枚につき4時間又はその端数ごとに1,000円
スクリーン(小)	1枚につき4時間又はその端数ごとに500円
ビデオカセットレコーダー	1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円
レーザーポインター	1個につき4時間又はその端数ごとに1,000円
資料提示卓	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
スライドテレビコンバーター	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
レーザーディスプレイ	1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円
DVDプレー	1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円

	ヤー	
	静止画 ディスク プレー ヤー	1台につき4時間又はその端数ごと に3,000円
	ハイビ ジョン カメラ	1台につき4時間又はその端数ごと に20,000円
	テレビ カメラ	1台につき4時間又はその端数ごと に10,000円
	リモコ ンカメ ラ	1台につき4時間又はその端数ごと に3,000円
	中継モ ニター テレビ	1台につき4時間又はその端数ごと に1,000円
同 時 通 訳 設 備	同時通 訳装置	1式につき1日ごとに30,000 円
	同時通 訳ブー ス	1個につき1日ごとに3,000円
	レシー バー	1個につき1日ごとに400円
音 響 設 備	マイク ロホン	1本につき4時間又はその端数ごと に500円
	マイク ロホン スタン ド(床 置型)	1本につき4時間又はその端数ごと に200円
	マイク ロホン スタン ド(卓	1本につき4時間又はその端数ごと に100円

	上型)	
	ワイヤレスマイク	1式につき4時間又はその端数ごとに2,000円
	拡声装置	1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円
	カセットデッキ	1台につき4時間又はその端数ごとに1,000円
	カセットテープレコーダー	1台につき4時間又はその端数ごとに500円
	小型カセットテープレコーダー	1台につき4時間又はその端数ごとに300円
照明設備	サスペンションライト	1台につき4時間又はその端数ごとに300円
	シーリングライト	1式につき4時間又はその端数ごとに700円
	ピンスポットライト	1台につき4時間又はその端数ごとに1,300円
	スポット	1台につき4時間又はその端数ごと

	トライ ト	に 2 0 0 円
	調光卓	1 式につき 4 時間又はその端数ごと に 2, 0 0 0 円
舞 台 設 備	舞台机 (大)	1 台につき 4 時間又はその端数ごと に 2 0 0 円
	舞台机 (小)	1 台につき 4 時間又はその端数ごと に 1 0 0 円
	金びよ うぶ	1 双につき 4 時間又はその端数ごと に 2, 6 0 0 円
	毛せん	1 枚につき 4 時間又はその端数ごと に 1 0 0 円
	反響板	1 式につき 4 時間又はその端数ごと に 6, 0 0 0 円
	指揮者 台 (譜 面台付)	1 台につき 4 時間又はその端数ごと に 2 0 0 円
	譜面台	1 台につき 4 時間又はその端数ごと に 2 0 0 円
	譜面灯	1 個につき 4 時間又はその端数ごと に 1 0 0 円
	演奏者 椅子	1 脚につき 4 時間又はその端数ごと に 1 0 0 円
		コント ラバス 用椅子
楽 器	ピアノ	1 台につき 4 時間又はその端数ごと に 5, 0 0 0 円
	電子オ ルガン	1 台につき 4 時間又はその端数ごと に 2, 0 0 0 円
そ の 他	長机	1 脚につき 4 時間又はその端数ごと に 1 0 0 円
	丸テー	1 脚につき 4 時間又はその端数ごと

の 設 備 ・ 器 具	ブル	に 1 0 0 円
	レセプション チェア	1 脚につき 4 時間又はその端数ごとに 5 0 円
	ポータブルステージ	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円
	イベントパネル	1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 2 0 0 円
	演台（大）	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 1, 0 0 0 円
	演台（中）	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 6 0 0 円
	演台（小）	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円
	司会者台（大）	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円
	司会者台（中）	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円
	司会者台（小）	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 2 0 0 円
	サインスタンド	1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 1 0 0 円
	賞状盆	1 個につき 4 時間又はその端数ごとに 1 0 0 円
	テーブルクロス	1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 2 0 0 円

国旗	1枚につき4時間又はその端数ごとに200円
卓上旗 セット	1式につき4時間又はその端数ごとに100円
パーソ ナルコ ンピュ ーター	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
仮設電 話機	1台につき4時間又はその端数ごとに700円
シャワ ー設備	1式につき4時間又はその端数ごとに200円
持込み 電気器 具用コ ンセン ト	1kWにつき4時間又はその端数ごとに300円
ロッカ ー	1個1回につき100円

北九州市告示第 220 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの水環境館の利用料金の額について承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

区分		金額	
		一般	小・中学校の 児童及び生徒
入館料	1 人 1 回	0 円	0 円

北九州市告示第 2 2 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立旧百三十銀行ギャラリーにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体代表企業 公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町 1 番 3 5 号北九州市立商工貿易会館 6 階	平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立門司市民会館及び北九州市立若松市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
共同企業体グループ A 2 K 代表企業 朝日建物管 理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区大門 二丁目 1 番 8 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州芸術劇場、北九州市立響ホール及び北九州市立大手町練習場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目 1 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社黒崎コミュニ ティサービス	北九州市小倉北区米町 二丁目 2 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 226 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市学校施設使用料条例（平成 30 年北九州市条例第 52 号）第 3 条第 1 項に規定する学校施設の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社セブーンイ レブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 32 年 3 月 31 日まで
株式会社ファミリー マート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 32 年 3 月 31 日まで
株式会社ローソン九 州エリアサポート部	福岡市博多区博多駅前二 丁目 6 番 12 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 227 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 27 号）第 8 条の規定により、北九州市立新門司老人福祉センターの指定管理者を次のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名 称	住 所	
株式会社トキワビル商 会	福岡県飯塚市花瀬 3 2 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 36 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 228 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 27 号）第 8 条の規定により、北九州市立年長者研修大学校周望学舎、北九州市立年長者研修大学校穴生学舎及び北九州市立北九州穴生ドームの指定管理者を次のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
北九州シニアネットワークアカデミー共同事業体	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 36 年 3 月 31 日まで

北九州市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
H-047	株式会社寛工業	有延寛之	北九州市八幡東区日の出二丁目1番10号	平成31年4月26日
F-198	石田住宅設備	石田友和	福岡県遠賀郡岡垣町大字山田685番地	平成31年4月26日

北九州市門司区選挙管理委員会告示第31号

平成30年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

平成31年4月19日

北九州市門司区選挙管理委員会
委員長 福江三郎

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅前二丁目6番26号	平成30年5月9日	第3投票区、第11投票区、第16投票区、第20投票区、第21投票区、第31投票区及び第32投票区(67件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅前二丁目6番26号	平成30年6月14日	第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第10投票区、第13投票区、第17投票区、第24投票区、第25投票区及び第31投票区(70件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(一社)共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	平成30年9月12日	第3投票区及び第22投票区(24件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
(公財)九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年10月2日	第3投票区、第4投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第18投票区、第20投票区、第21投票区、第23投票区	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)

		、第24投票区 、第25投票区 、第26投票区 、第27投票区 、第28投票区 及び第32投票区（300件）	
（株）読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 吉山一輝 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	平成30年10月16日	第9投票区（45件）	調査研究（政治・選挙に関する世論調査）
南川けんいち 北九州市門司区大里桃山町1番3号	平成31年2月22日、同月27日、3月1日、同月4日、同月11日及び同月15日	第8投票区、第17投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第24投票区、第25投票区、26投票区及び第31投票区（2,500件）	政治活動

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第39号

平成30年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

平成31年4月19日

北九州市小倉北区選挙管理委員会
委員長 花田 慶一郎

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年5月14日	第2投票区、第4投票区、第8投票区、第13投票区、第14投票区、第16投票区、第20投票区、第22投票区、第29投票区、第31投票区及び第41投票区(124件)	調査研究(福岡県消費生活に関する県民意識調査)
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年6月11日	第2投票区、第3投票区、第15投票区、第25投票区、第26投票区、第27投票区、第28投票区、第29投票区、第33投票区及び第41投票区(130件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	平成30年6月12日	第35投票区(50件)	調査研究(家計消費状況調査)
(一社)共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	平成30年9月11日	第19投票区及び第30投票区(24件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次 東京都渋谷区恵比	平成30年10月1日	第42投票区(50件)	調査研究(家計消費状況調査)

<p>寿一丁目19番15号 (公財)九州経済調査 協会 理事長 高木直 人 福岡市中央区渡辺 通二丁目1番82号</p>	<p>平成30年 10月2日</p>	<p>第2投票区、第 3投票区、第5 投票区、第6投 票区、第9投票 区、第16投票 区、第18投票 区、第19投票 区、第21投票 区、第22投票 区、第23投票 区、第24投票 区、第25投票 区、第27投票 区、第31投票 区、第32投票 区、第33投票 区、第34投票 区、第35投票 区、第37投票 区及び第41投 票区(536件)</p>	<p>調査研究(福岡 県自転車利用環 境に関するアン ケート調査及び 子育て等に関す る福岡県民意識 調査)</p>
<p>斉藤法子</p>	<p>平成30年 12月17 日、同月1 8日、同月 19日、同 月20日、 同月21日 、同月22 日、同月2 5日、同月 26日、同 月27日、 同月28日 、平成31 年1月4日 、同月7日 、同月8日 、同月9日 及び同月1 0日</p>	<p>第1投票区、第 2投票区、第3 投票区、第4投 票区、第5投票 区、第6投票区 、第7投票区、 第8投票区、第 9投票区、第1 0投票区、第1 1投票区、第1 2投票区、第1 3投票区、第1 4投票区、第1 5投票区、第1 6投票区、第1 7投票区、第1 8投票区、第1 9投票区、第2 0投票区、第2 1投票区、第2</p>	<p>政治活動</p>

		2 投票区、第 2 3 投票区、第 2 4 投票区、第 2 5 投票区、第 2 6 投票区、第 2 7 投票区、第 2 8 投票区、第 2 9 投票区、第 3 0 投票区、第 3 1 投票区、第 3 2 投票区、第 3 3 投票区、第 3 4 投票区、第 3 5 投票区、第 3 6 投票区、第 3 7 投票区、第 3 8 投票区、第 3 9 投票区、第 4 0 投票区、第 4 1 投票区、第 4 2 投票区、第 4 3 投票区及び第 4 4 投票区 (4 , 8 1 0 件)	
(一社) 新情報センタ ー 事務局長 平谷伸 次 東京都渋谷区恵比 寿一丁目 1 9 番 1 5 号	平成 3 1 年 2 月 5 日	第 2 4 投票区及 び第 3 9 投票区 (1 0 0 件)	調査研究 (家計 消費状況調査)

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第37号

平成30年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

平成31年4月19日

北九州市小倉南区選挙管理委員会
委員長 齊藤敏尋

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年5月16日	第4投票区、第7投票区、第9投票区、第11投票区、第12投票区、第14投票区、第21投票区、第26投票区、第31投票区、第32投票区、第35投票区、第37投票区、第38投票区、第39投票区及び第41投票区(132件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	平成30年6月11日	第3投票区、第4投票区及び第6投票区(100件)	調査研究(家計消費状況調査)
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年6月13日	第2投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第14投票区、第21投票区、第23投票区、第24投票区、第26投票区、第30投票区、第34投票区、第36投票区、第39投票区	調査研究(福岡県民意識調査)

		及び第41投票区（150件）	
（株）読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 吉山一輝 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	平成30年 6月19日	第17投票区（45件）	調査研究（政治・選挙に関する世論調査）
（株）毎日新聞社 代表取締役社長 丸山昌宏 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	平成30年 9月5日	第3投票区（11件）	調査研究（政治・選挙に関する世論調査）
（一社）共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	平成30年 9月11日	第17投票区、第23投票区及び第44投票区（36件）	調査研究（政治・選挙に関する世論調査）
宇土博史	平成30年 9月11日	第20投票区及び第44投票区（282件）	政治活動
（公財）九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年 9月28日	第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第16投票区、第19投票区、第20投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、第27投票区、第29投票区、第30投票区、第31投票区、第32投票区、第34投票区、第35投票区、第36投票区、第37投票区、第38投票区	調査研究（政治・選挙に関する世論調査）

		、第43投票区 及び第44投票 区（632件）	
（一社）新情報センタ ー 事務局長 平谷伸 次 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	平成30年 10月2日	第19投票区、 第28投票区及 び第44投票区 （50件）	調査研究（家計 消費状況調査）
（株）朝日新聞東京本 社 世論調査部長 前 田直人 東京都中央区 築地五丁目3番2号	平成30年 12月10 日	第23投票区（ 10件）	調査研究（政治 ・選挙に関する 世論調査）
（一社）新情報センタ ー 事務局長 平谷伸 次 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	平成31年 2月6日	第19投票区（ 50件）	調査研究（家計 消費状況調査）

北九州市若松区選挙管理委員会告示第35号

平成30年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

平成31年4月19日

北九州市若松区選挙管理委員会
委員長 丸山野美次

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年5月17日	第6投票区、第16投票区、第23投票区、第24投票区及び第26投票区(56件)	調査研究(消費生活に関する福岡県民意識調査)
(一社)新情報センター 事務局次 平谷伸次 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	平成30年6月7日	第11投票区及び第12投票区(50件)	調査研究(家計消費状況調査)
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年6月12日	第2投票区、第3投票区、第4投票区、第12投票区、第15投票区、第17投票区及び第22投票区(60件)	調査研究(幸福実感や福岡県の施策に関する福岡県民意識調査)
(株)日経リサーチ 代表取締役社長 三宅誠一 東京都千代田区内神田二丁目2番1号	平成30年9月4日	第1投票区及び第2投票区(16件)	調査研究(政治や経済、社会問題等に関する世論調査)
(一社)共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	平成30年9月13日	第5投票区及び第21投票区(24件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
(公財)九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年10月2日	第6投票区、第9投票区、第14投票区、第19投票区及び第21投票区(60件)	調査研究(福岡県自転車利用環境に関するアンケート調査)
(公財)九州経済調査協会 理事長 高木直	平成30年10月2日	第6投票区、第13投票区、第	調査研究(子育て等に関する福

人 福岡市中央区渡辺 通二丁目1番82号		14投票区、第 17投票区、第 21投票区、第 22投票区及び 第23投票区（ 176件）	岡山民意識調査)
（一社）新情報センタ ー 事務局長 平谷伸 次 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	平成30年 10月11 日	第3投票区、第 5投票区及び第 9投票区（10 0件）	調査研究（家計 消費状況調査）
（株）読売新聞東京本 社 編集局 世論調査 部 世論調査部長 吉 山一輝 東京都千代田 区大手町一丁目7番1 号	平成30年 10月17 日	第5投票区（4 5件）	調査研究（政治 ・選挙に関する 世論調査）
（一社）新情報センタ ー 事務局長 平谷伸 次 東京都渋谷区恵比 寿一丁目19番15号	平成31年 2月13日	第3投票区及び 第4投票区（5 0件）	調査研究（家計 消費状況調査）
山口律子	平成31年 3月14日 、同月15 日、同月1 8日、同月 19日及び 同月20日	第6投票区、第 7投票区、第8 投票区、第15 投票区及び第1 7投票区（3, 545件）	政治活動

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第31号

平成30年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

平成31年4月19日

北九州市八幡東区選挙管理委員会
委員長 黒野まゆみ

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株) サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年5月15日	第11投票区、第14投票区、第20投票区及び第21投票区(44件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(株) サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年6月5日	第7投票区、第15投票区、第16投票区、第19投票区、第21投票区及び第23投票区(50件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(一社) 共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	平成30年9月13日	第9投票区及び第17投票区(24件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
(公財) 九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年10月4日	第5投票区、第7投票区、第8投票区、第17投票区、第18投票区及び第22投票区(50件)	調査研究(福岡県自転車利用環境調査)
(公財) 九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年10月12日	第1投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第8投票区、第14投票区、第20投票区及び第25投票区(154件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(株) 日本リサーチセンター 代表取締役	平成30年11月21日	第1投票区、第16投票区、第	調査研究(政治・選挙に関する

鈴木稲博 東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号	日	18投票区、第25投票区及び26投票区、(21件)	学術研究)
(株)朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田直人 東京都中央区築地五丁目3番2号	平成30年12月20日	第15投票区(10件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第35号

平成30年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

平成31年4月19日

北九州市八幡西区選挙管理委員会
委員長 井 関 貢

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅前二丁目6番26号	平成30年5月9日及び同月10日	第1投票区、第2投票区、第7投票区、第8投票区、第17投票区、第19投票区、第22投票区、第24投票区、第26投票区、第31投票区、第35投票区、第36投票区、第41投票区、第43投票区、第45投票区、第49投票区及び第52投票区(163件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	平成30年5月31日及び6月11日	第6投票区、第7投票区、第35投票区及び第37投票区(100件)	調査研究(家計消費状況調査)
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅前二丁目6番26号	平成30年6月7日	第5投票区、第6投票区、第7投票区、第9投票区、第13投票区、第15投票区、第18投票区、第23投票区、第32投票区、第33投票区、第37投票区、第38投票区、第40投票区	調査研究(福岡県民意識調査)

		票区、第48投票区、第49投票区、第51投票区及び第52投票区（170件）	
（株）読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 吉山一輝 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	平成30年6月27日	第31投票区（45件）	調査研究（政治・選挙に関する世論調査）
（株）日経リサーチ 代表取締役社長 三宅誠一 東京都千代田区内神田二丁目2番1号	平成30年8月30日	第20投票区、及び第21投票区（16件）	調査研究（政治・選挙に関する世論調査）
（一社）中央調査社 会長 大室真生 東京都中央区銀座六丁目16番12号	平成30年9月10日	第18投票区、第19投票区及び第20投票区（108件）	調査研究（政治・経済・社会・日常生活などの諸問題に対する国民の意向調査）
（一社）共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	平成30年9月13日	第9投票区、第21投票区及び第45投票区（36件）	調査研究（政治・経済・社会・日常生活などの諸問題に対する国民の意向調査）
（一社）新情報センター 事務局次 平谷伸次 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	平成30年10月2日及び同月10日	第8投票区、第16投票区、第35投票区及び第36投票区（150件）	調査研究（家計消費状況調査）
（公財）九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年10月3日	第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第14投票区、第16投票区、第17投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票	調査研究（福岡県自転車利用環境に関するアンケート調査）

		区、第28投票区、第30投票区、第31投票区、第36投票区、第42投票区、第46投票区、第50投票区及び第52投票区(200件)	
(公財)九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年10月12日	第3投票区、第4投票区、第7投票区、第9投票区、第12投票区、第19投票区、第20投票区、第23投票区、第30投票区、第31投票区、第33投票区、第35投票区、第37投票区、第38投票区、第39投票区、第42投票区、第44投票区、第45投票区、第46投票区、第49投票区及び第50投票区(550件)	調査研究(子育て等に関する県民意識調査)
(株)朝日新聞社東京本社 世論調査部長 前田直人 東京都中央区築地五丁目3番2号	平成30年12月19日	第4投票区及び第14投票区(18件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
(一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	平成31年2月5日及び同月8日	第7投票区、第34投票区及び第36投票区(150件)	調査研究(政治・選挙に関する世論調査)
松尾匠 北九州市若松区古前二丁目7番25号	平成31年3月4日	第20投票区(1件)	登録の確認
(一社)中央調査社	平成31年	第13投票区、	調査研究(政治

<p>会長 大室真生 東京 都中央区銀座六丁目1 6番12号</p>	<p>3月8日</p>	<p>第31投票区、 第34投票区及 び第52投票区 (108件)</p>	<p>・経済・社会・ 日常生活などの 諸問題に対する 国民の意向調査)</p>
--	-------------	---	--

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第30号

平成30年度中における本区の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、下記のとおり公表する。

平成31年4月19日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 杉本博子

閲覧申出者	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧情報の利用目的の概要
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年5月9日	第5投票区、第10投票区、第11投票区及び第13投票区(33件)	調査研究(福岡県消費生活に関する県民意識調査)
(株)サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号	平成30年6月4日	第1投票区、第2投票区、第3投票区、第5投票区及び第14投票区(50件)	調査研究(福岡県民意識調査)
(一社)共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	平成30年9月13日	第4投票区及び第7投票区(24件)	調査研究(日本世論調査会全国世論調査)
(公財)九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年10月3日	第1投票区、第2投票区、第4投票区、第10投票区、第11投票区、第13投票区及び第15投票区(50件)	調査研究(福岡県自転車利用環境に関するアンケート調査)
(公財)九州経済調査協会 理事長 高木直人 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	平成30年10月12日	第6投票区、第8投票区、第9投票区及び第13投票区(132件)	調査研究(子育て等に関する県民意識調査)